

社会保障審議会児童部会
児童買春・児童ポルノ被害児童の保護施策
に関する検証・評価専門委員会
第1回議事録

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課

社会保障審議会児童部会
児童買春・児童ポルノ被害児童の保護施策
に関する検証・評価専門委員会（第1回）
議事次第

日 時：平成29年6月29日（木）10:00～12:01

場 所：中央合同庁舎第5号館共用第7会議室

1. 開 会
2. 事務局挨拶
3. 委員長選任
4. 児童買春・児童ポルノ被害児童を巡る現状について
 - (1) 児童買春・児童ポルノ事犯の現状について
 - (2) 子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）について
 - (3) 犯罪被害者等施策推進会議における被害児童の保護の検証・評価について
5. 社会保障審議会における児童買春・児童ポルノ被害児童の保護施策に関する検証・評価について
 - (1) 被害児童保護施策の検証・評価の進め方について
 - (2) 被害児童保護施策の取り組み状況について
 - (3) 施策横断的課題への取り組みについて
6. その他
7. 閉 会

○結城総務課長補佐 それでは、第1回「児童買春・児童ポルノ被害児童の保護施策に関する検証・評価専門委員会」を開催させていただきます。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

会議の開催に当たりまして、内閣官房内閣審議官の山本より御挨拶を申し上げます。

○山本内閣官房内閣審議官 おはようございます。審議官の山本でございます。

委員の皆様方には、大変お忙しい中、御参集いただきまして、まことにありがとうございます。

この会議の関係では、平成26年に児童買春・児童ポルノ禁止法が一部改正されておりました。そこで児童買春・児童ポルノ被害児童の保護施策の実施状況について、犯罪被害者等施策推進会議とともに、社会保障審議会において定期的に検証・評価を行うという規定が盛り込まれたところがございます。これに基づきまして、こうした役割を担っていただくものとして、本専門委員会は社会保障審議会児童部会のもとに設置されたということがございます。

この間の子供たちを守る取り組みを御紹介させていただきたいと思っております。平成11年に児童買春・児童ポルノ禁止法が制定されまして、その後2回ほど大きな改正が行われております。処罰対象の拡大であるとか、厳罰化に取り組んでいくということもありますけれども、このほかに児童ポルノを排除するための国民運動や被害児童の保護策などを取りまとめた、児童ポルノ排除総合対策を平成22年度から実施するというところで、関係省庁、関係機関、国民がともに一緒になって取り組みを進めてきたところがございます。

ことしの4月には犯罪対策閣僚会議において、「児童の性的搾取等に係る対策の基本計画（子供の性被害防止プラン）」が策定されまして、被害児童の迅速な保護や適切な支援を推進していくということになっております。

一方で、この児童買春・児童ポルノの事件の実情を見ていきますと、検挙件数は年々増加をしているということがございますし、また、児童に対する性的搾取や性暴力被害も深刻な状況になっております。その実情を見ていきますと、それぞれの被害に遭われた子供の実態、状況というのは大変多様でございます。児童一人一人に寄り添った丁寧な支援が求められるということになっております。

現在、被害児童の保護のための施策は、さまざまな関係機関で行われているところがございますが、委員の皆様方にはこれまでの御経験、御知見をもとにこれらの保護施策の実施状況について活発な御議論をいただきまして、専門的な立場からの検証・評価をお願いしたいということで参集をお願いした次第でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

○結城総務課長補佐 それでは、最初に事務局から委員の出欠状況について御報告させていただきます。

本日、御出席をいただいている委員について、紹介させていただきます。

大阪府立子どもライフサポートセンター所長、浅野恭子委員。

○浅野委員 よろしくお願ひいたします。

○結城総務課長補佐 神奈川県中央児童相談所虐待対策支援課長、鈴木浩之委員。

○鈴木委員 よろしくお願ひいたします。

○結城総務課長補佐 公立大学法人福島県立医科大学ふくしま国際医療科学センター放射線医学県民健康管理センター特命准教授、中島聡美委員。

○中島委員 よろしくお願ひいたします。

○結城総務課長補佐 大阪大学大学院人間科学研究科人間科学専攻准教授、野坂祐子委員。

○野坂委員 よろしくお願ひいたします。

○結城総務課長補佐 日本社会事業大学専門職大学院准教授、宮島清委員。

○宮島委員 よろしくお願ひいたします。

○結城総務課長補佐 女性共同法律事務所弁護士、雪田樹理委員。

○雪田委員 よろしくお願ひいたします。

○結城総務課長補佐 社会福祉法人恩賜財団母子愛育会愛育研究所客員研究員、山本恒雄委員。

○山本委員 よろしくお願ひいたします。

○結城総務課長補佐 なお、公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構兵庫県こころのケアセンター副センター長、亀岡智美委員、それから、社会福祉法人横浜博萌会子どもの虹情報研修センター研修部長、増沢高委員の2名からは御欠席の連絡をいただいております。

また、本日は警察庁から警察庁長官官房犯罪被害者等施策担当参事官室課長補佐、池邊智治様。

○警察庁長官官房犯罪被害者等施策担当参事官室 よろしくお願ひいたします。

○結城総務課長補佐 それから、警察庁生活安全局少年課性的搾取対策官、天野賀仁様。

○警察庁生活安全局少年課 よろしくお願ひいたします。

○結城総務課長補佐 それから、法務省から法務省刑事局付、菅原健志様に御出席いただいております。

○法務省刑事局 よろしくお願ひいたします。

○結城総務課長補佐 続きまして、事務局のスタッフの紹介をいたします。

先ほども御挨拶申し上げましたが、内閣官房内閣審議官の山本でございます。

○山本内閣官房内閣審議官 よろしくお願ひいたします。

○結城総務課長補佐 雇用均等・児童家庭局総務課長の川又でございます。

○川又総務課長 よろしくお願ひいたします。

○結城総務課長補佐 同局、児童福祉調査官の鈴木調査官です。

○鈴木児童福祉調査官 よろしくお願ひいたします。

○結城総務課長補佐 それから、児童福祉専門官の松崎です。

○松崎児童福祉専門官 よろしくお願ひします。

○結城総務課長補佐 同じく、児童福祉専門官の亀井です。

○亀井児童福祉専門官 よろしくお願ひします。

○結城総務課長補佐 最後に、私、司会進行を務めさせていただきます結城でございます。よろしくお願ひします。

なお、総務課長の川又におきましては、ほかの用務のため途中退席させていただくことを御容赦いただければと思います。

引き続きまして、資料の確認をさせていただきます。

お手元に配付している資料ですが、クリップ留めになっているもので頭に議事次第とついておりますが、それを外していただきますと、資料ごとに縦置き、横置きといろいろ種類がありますけれども、それぞれ右肩に資料の番号を付しております。

本体資料につきましては、資料1から資料7までの7種類。

それから、参考資料としまして、参考資料1から参考資料4までの4種類となっております。

資料に欠落等ございましたら、事務局までお申しつけください。

よろしいでしょうか。

それでは、カメラなどの撮影はここまでとさせていただきます。

(報道関係者退室)

○結城総務課長補佐 それでは、これより議事に入りたいと存じます。

議事次第「3. 委員長選任」になります。資料1をごらんください。こちらの2. 構成等の(2)に基づき、この専門委員会に委員長を置く必要がございます。事務局といたしましては、山本恒雄委員に委員長をお願いいたしたく存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○結城総務課長補佐 ありがとうございます。

それでは、山本委員、委員長席へ御移動をお願いいたします。

(山本委員、委員長席へ移動)

○結城総務課長補佐 これより先の議事は山本委員長をお願いいたしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○山本委員長 それでは、皆さんよろしくお願ひします。

かなり資料がたくさんありますので、時間配分を考えながら進めたいと思ひます。御協力よろしくお願ひします。

まず、議事次第に従って進めたいのですけれども、議事次第の4番、これまでのいろいろな取り組みついて順次御報告をしていただいて、質疑応答を入れていきたいと思ひます。

まず、「児童買春・児童ポルノ被害児童を巡る現状について」、警察庁から御報告をお願いしたいと思ひます。3つありますが、1と2は関係が深いと思ひますので、続けて御説明をお願いしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○警察庁生活安全局少年課 警察庁少年課の天野でございます。よろしくお願いいたします。

資料は、資料2として現状に関する統計資料をお手元に配付させていただいております。その後、子供の性被害防止プラン、児童の性的搾取等に係る対策の基本計画についての御説明をさせていただきたいと思います。委員長からもお時間の話がありましたので、端的に特徴的なことだけを説明させていただきたいと思います。

まず、児童買春・児童ポルノの被害状況というもの、こちらの会の趣旨からすると被害状況と申し上げた方がいいかと思うのですが、被害状況ということで申し上げますと、資料2の中の特に3、4あたり、特に4で被害児童の数を書いておりますが、先ほど審議官のお話にありましたように、右肩上がりです。

その内訳はどういう特徴があるかという点、去年をベースで見ますと、資料2の5、6になっていくのですが、児童ポルノに関しては中学生の被害が非常に多くなっていて、半数を超えています。しかも、その手口という分類としては、自撮りと言われる本人が自分自身の裸体を撮影しまして、それを相手方の男に送るという行為が多くなっています。

資料には付けておりませんが、具体的になぜそのようなものを送るのかと聞きますと、大体ネットの中で知り合ひまして、非常に親密な関係になるのです。相談に乗ってもらったような関係になっていきます。そうすると、どこかの段階で個人情報を与えたりして、今度は相手方が豹変して、脅してくる場合とか、あと友達関係を切ってしまうというような脅しをして、送らせるという手口が多くなっております。これが一つの特徴と言えると思います。

そして、具体的にそのきっかけ、手口としては、今、ちょっと申し上げましたが、資料2の9のところを見ていただければ分かると思うのですが、ツイッターのようなコミュニティーサイト。昔は出会い系サイトや性的色が付いているところが多かったのではないかとイメージがあったのですが、今はむしろ普通のコミュニティーサイトを利用して、知らない者同士で知り合ひ、その結果として、自撮りを要求されて送るという手口が多くなっております。

また、買春につきましてもほぼ同じ傾向がありまして、自撮りではないのですが、買春になりますと、高校生が結構多い割合になってきます。しかしながら、手口としてはやはりコミュニティーサイト、ツイッターのようなところで知り合ったきっかけとして、そういう被害に遭っているというのが特徴として挙げることができるかと思います。

子供たちの状況につきましては、資料としては統計的にはとってはいないのですが、審議官からもお話があったように、人それぞれというか、事件ごとで家庭事情などがいろいろと違います。御専門の方もいらっしゃるのですが、対応をされたこともあると思いますが、警察からは家庭環境等を踏まえて自分では直せない、問題があるところにつきましては、児童福祉法の25条に基づいた通告という形で御連絡をさせていただいております。その中

で、自身というよりも、やはり家庭環境に問題がある。もしくは、育成過程にいろいろと問題があるという子どもたくさん見受けられます。これは正直言って千差万別というのが実態であります。これはもう経験だけの話で恐縮なのですが、やはり完璧な家庭とは言い難いかなと。

ただ、最近の自画撮りに関しては、普通の家庭。もめていない家、普通のスポーツ少女みみたいな者まで、普通のコミュニティーサイトをやっていたきっかけから、自画撮りを送ってしまったと。後で、事件のときに警察が家族に御相談に行つて初めて分かるという事例まで出ている状況であります。

こうした状況も踏まえまして、先ほど審議官のお話にありましたように、以前は児童ポルノの排除総合対策という形だったのですが、これを発展させまして、今年4月に子供の性被害防止プラン、これは通称なのですが、正式には「児童の性的搾取等に係る対策の基本計画」という名称で、犯罪対策閣僚会議という閣僚級の会合で合意をさせていただきまして、政府全体で被害対策をしていくという形にしております。

性的搾取といってもなかなか分かりにくいというお話もございましたので、そこで分かりやすくするという意味で、通称として「子供の性被害防止プラン」という名称を使わせていただいている。これは新聞等でも出ましても、同じものと御理解いただければいいと思います。

具体的にその基本計画に何が書いてあるというのは、統計の資料の後ろにポンチ絵の横紙を1枚紙で付けております、資料3でございます。いろいろ書いていますが、「4. 基本計画の構成」に端的に記しております。

基本計画の構成としては、右下のところに書いてあるのですが、1.～6.の6本の柱で定めておまして、特に今回議題になります被害対策につきましては、「4. 被害児童の迅速な保護及び適切な支援の推進」という項として一柱立てさせていただきまして、ここに記載されております。

具体的にどのようなものが書いてあるかと申しますと、資料として参考資料3、横長で基本計画の本文が付いているかと思えます。これの20ページから「被害児童の迅速な保護及び適切な支援の推進」という項目を設けさせていただいております。この中で各省庁が取り組むことが書いてありまして、典型的なものを申しますと、その先の23ページになりますが、マル13で「児童福祉施設等における支援」という内容が書いてございます。

一つずつ説明しますと非常に長うございますので、典型的なものだけを挙げさせていただいております。

この基本計画につきましては、各省庁で現在推進しておまして、おおむね今年度いっぱいまでそれぞれの省庁が実施しまして、その後取りまとめをしまして、1年間の施行状況、実施状況についてまた別途公表させていただきたいと考えている次第でございます。

以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。的確に短くまとめていただいて、ありがとうご

ございました。

それでは、ただいまの御説明について、何か御質問、御意見などがありましたら、順次御発言をお願いします。

宮島委員、どうぞ。

○宮島委員 ありがとうございます。

とても基本的なことなのですけれども、私がわかっていないので教えていただきたいのですが、児童ポルノ事件というものの示す範囲というのがわかっていないところがありまして、資料2の5ページの下を見ると、特に低年齢児の強姦や強制わいせつが多いのだと、小さいお子さんについてはこんなにこういう体験をしているのかと、比率が高いのだなと思ったのですが、ほかの自撮り被害や盗撮ということだとポルノという言葉でそのまま理解できるのですが、児童ポルノ事件というものの中に、強姦や強制わいせつが含まれるというのが、どういう関係になっているのかを補足説明をいただければありがたい。

もう一点、続けて聞いてしまってもよろしいですか。

○山本委員長 どうぞ。

○宮島委員 そして、いろいろな被害が右肩上がりですとふえているということなのですが、一方の児童買春事件については、検挙件数等がむしろ減っていると資料から読み取れるのですが、このあたりについてどのように分析、理解していらっしゃるのか、このへんを補足で説明いただければと思います。お願いします。

○山本委員長 それでは、2点御質問がありましたけれども、よろしくをお願いします。

○警察庁生活安全局少年課 まず、1点目の児童ポルノの関係でございます。通称「児童買春ポルノ法」と言われる法律では、大きく2つの犯罪で構成されております。まず、ポルノと言われております裸体等の映像です。端的にいうと写真と考えてもらえばいいのですが、これが一つの類型。もう一つは、買春といわれる対償の伴う性交渉という類型があります。

児童ポルノについては、製造過程でいろいろなものがあります。さっき言ったように自分で撮って送る映像もあれば、性行為自体を撮るというものもあります。性行為を撮るきっかけとして、先ほど御質問があったような強姦や強制わいせつ、攻撃者がそれを撮っているとか、第三者に撮らせているという過程で製造する。ですから、ここの資料2の10の資料で書いていますところは、どちらかという製造に至る経緯と見ていただければいいと思います。それが一つです。ですから、当然盗撮というものもあります。強姦・強制わいせつは強制わいせつ罪として捕まえますが、盗撮についても条例違反等で検挙もいたしますが、それとは別で、できあがった、そのシーンを撮ったものが児童ポルノとしてまた事件となると御理解いただければと思います。

買春の被害についての総数のところでございますが、これにつきましては下がっているというのは、資料の6ページの12、もしくは13の被害者数の推移のところなのですが、平成23年、24年頃に一旦下がっていったという経緯がございます。これは当時出会い系サイ

ト規制法で規制を強化したりしましたので、一旦下がったという事実があるかと思えます。

ただ、被害者数については、最近横ばいもしくはちょっと右肩上がりになっています。もう一つ懸念しているのは、今、子供が少なくなっているにもかかわらず減っていないということは、相対的には増えているのではないかと。

それと、これは統計的に推移を出せと言われてもなかなか難しいのですが、やはり最近子供たちにスマホがものすごく普及しています。低年齢化もしております。昔は高校生が持つのが中心だったのが、中学生が持つようになっています。

先ほども申しましたように、実際に買春に至る経緯がコミュニティーサイトを使っているきっかけが多いので、そういったことから考えるとやはり増えている。あと、潜在化しているものも決して少なくはないのではないかと考えております。

以上でございます。

○山本委員長 低年齢のことも聞いておられましたね。それはどうですか。大丈夫ですか。

○宮島委員 現時点でとても深刻であるということが改めてわかりましたし、低年齢の子供について、また別のところでお聞きしたいと思しますので、お願いいたします。

○山本委員長 わかりました。ありがとうございます。

ほかにありますか。

藤原委員、どうぞ。

○藤原委員 遅れて来て申しわけありません。ライトハウスというNPOの藤原と申します。

頂いた資料を読んでいて、私も基本的な質問で申しわけないのですが、資料の7ページ目のスライド13にあります被害児童数のところです。福祉犯と呼ばれる場合、いろいろな法律が関わってくると思うのですが、児童買春の場合、買春ポルノ禁止法と児童福祉法、青少年保護育成条例、どれも対価を伴って子供たちが買われたということでのいいのですか。強姦や強制わいせつとの違いを教えてくださいらと思うのです。

○警察庁生活安全局少年課 まず、強姦などとの違いということでは、端的に分かりやすく言うと、性行為に関する合意の有無が一番端的なポイントです。ただし、13歳未満になると、合意があろうがなかろうが強姦罪、強制わいせつ罪が適用されることになります。そこが一つの違いです。

対償の話になりますと、条例違反については対償については立件はしていません。ただし、立件するという事実と実際に対償を交付されたということは必ずしも一致はしませんので、対償のやり取りについて証明ができれば我々は立件ができますが、証明ができなければ当然できない場合もあります。だから、少なくとも性交もしくは性交類似行為が、条例違反なり児童福祉法違反なりは伴っているということは間違いのないと思います。ただし、買春を立てるといって対償交付、対償の約束、対償性というのが必要となると考えていただければいいと思います。

○藤原委員 児童福祉法違反の場合も、対償の有無は必ずしも問わない、ということでしょうか。

○警察庁生活安全局少年課 児童福祉法の場合は淫行させる行為と通称言われておりまして、自分自身が相手になる場合もあります。半強制的な、任意的承諾というよりも支配的というか、完全に純粋な同意というものではない場合に淫行させると捉えます。

それに対して、条例違反というのは、正直なところ本人の合意がある程度ある。もしくは強制的な、強制わいせつまではいかないけれども、無理矢理させているということがない場合。ただ、淫行させる場合の典型的なものは、第三者に対して性交を強制したりする場合です。例外的に自分自身が相手方になる場合もあります。

○藤原委員 どうもありがとうございました。

○山本委員長 ありがとうございます。

ほかにどうですか。もしまたありましたら、後で追加の御質問をお願いしたいと思えます。

次に、3番です。資料の紹介をお願いいたします。

○警察庁長官官房犯罪被害者等施策担当参事官室 警察庁で犯罪被害者等施策を担当しております、池邊といたします。よろしくをお願いいたします。

では、私のほうから、資料4の平成28年3月30日に犯罪被害者等施策推進会議において決定されました検証・評価について、少し詳しく御紹介をさせていただければと思っております。初めに、犯罪被害者等施策推進会議における検証・評価に向けた検討状況について、御説明させていただいた後に、検証・評価の概要について御説明をしたいと思っております。

まず、犯罪被害者等施策推進会議における検証・評価に向けた検討状況についてであります。1点目といたしまして、資料には記載がありませんけれども、犯罪被害者等施策推進会議における検討の枠組みについて御説明をさせていただければと思っております。

犯罪被害者等施策推進会議は、犯罪被害者等基本法に基づき設置された機関でございます。その事務といたしましては、犯罪被害者等基本計画の案を作成すること。また、犯罪被害者等施策に関する重要事項について審議をするとともに、その推進の実施状況を検証・評価すること等が定められているところでございます。したがって、犯罪被害者等施策推進会議では、犯罪被害者等施策の観点から被害児童の保護施策の実施状況について検証・評価を行っているところでございます。

推進会議は内閣総理大臣が会長になっておりますけれども、推進会議として検証・評価を決定しました昨年の3月当時は内閣官房長官を会長とし、関係閣僚6名及び有識者4名で構成される会議体でございました。そのもとにこれを補佐する会議体として、実務的な議論等を行う、関係省庁の局長、審議官級7名と有識者9名で構成される基本計画策定・推進専門委員等会議というものが置かれていたところでございます。推進会議の4名の有識者にありましては、その下の専門委員等会議の構成員も兼ねていただいていたところでございます。

なお、本日のこの委員会の委員であります中島聡美先生にありましては、推進会議及び

専門委員等会議の構成員になっていただいているところでございます。

また、専門委員等会議において、議題として被害児童の保護施策の実施状況に関する検証・評価を行う際には、社会保障審議会における検証・評価に係る事務を担当しております。厚生労働省の担当者にもオブザーバーとして御出席いただいたところでございます。これは法律上、社会保障審議会及び犯罪被害者等施策推進会議は相互に連携して検証・評価を行うということとされておりますので、これについては委員の重複及び相互の事務方のオブザーバー出席ということで対応しているところでございます。

このような枠組みのもとで犯罪被害者等施策推進会議において検証・評価を行いました。推進会議における検証・評価の大まかな経緯について、御説明させていただきます。

平成26年7月15日に、推進会議等による検証・評価を盛り込みました、いわゆる児童ポルノ禁止法の一部を改正する法律が施行されましたが、その当時、児童ポルノに係る対策は、平成25年5月に犯罪対策閣僚会議において決定されました、第二次児童ポルノ排除総合対策に基づいて推進されていたところでございます。

第二次の総合対策は決定後3年間を目途に策定されたものでありまして、これが平成28年の夏前に改定を予定していたことから、我々推進会議としましては、新たな総合対策に係る検討の参考になるようにということで、平成27年度末までに検証・評価を行うこととしました。

これに向けて、まず平成27年12月に開催されました専門委員等会議におきまして、推進会議における検証・評価の方法や方針について御了承いただいた上で、児童買春・児童ポルノ事犯における保護施策を推進しております関係省庁から、その取り組み状況について御説明をいただいて、それを踏まえて構成員間で御議論をいただいて、検証・評価を行いました。

平成27年12月に開催しました会議の際に出た御意見をもとにしまして、事務局におきまして検証・評価のたたき台を作成しまして、これを平成28年1月の専門委員等会議にお諮りをして、親会議である推進会議にお諮りする案として御了承いただきました。専門委員等会議で御了承いただいた案を平成28年3月30日に開催されました推進会議にお諮りをして、推進会議として検証・評価について決定していただいたということでございます。

以上が推進会議における大まかな検討の経緯でございます。

それでは、資料4に基づきまして、推進会議における検証・評価の概要について御説明をさせていただきますと思います。

検証・評価の対象は、1行目に記載のとおり、推進会議における検証・評価に係る規定が盛り込まれた、改正法の施行日であります平成26年7月15日から27年末までに講じられた施策であります。

法律上、児童買春の相手方となったこと、児童ポルノに描写されたこと等により、心身に有害な影響を受けた児童の保護に関する施策の実施状況について、検証・評価を行うこととされているところであります。

先ほども説明しましたように、推進会議におきましては、第二次児童ポルノ排除総合対策ですとか、または男女共同参画基本計画に盛り込まれております児童買春・児童ポルノ事犯における保護施策を参考にしつつ、保護施策を大きく4つの項目、具体的には1つ目が「被害児童に対する保護活動」、2つ目としまして「被害児童保護を行う者の資質の向上」、3つ目としまして「被害児童保護に関する関係機関の連携協力体制の強化」、4つ目といたしまして「被害児童保護に関する調査研究の推進」という4つの項目に大別をしまして、この項目別に検証・評価を実施して、最後に総括ということでまとめているところでございます。

項目ごとに御説明させていただきます。「被害児童に対する保護活動」というところでは、被害児童が相談しやすい環境の整備のための取り組みが行われているということに対して評価される一方で、児童買春や児童ポルノは犯罪であるということを児童にわかりやすく啓発し認識の向上を図ることにより、被害の潜在化を防ぐことが必要である旨が指摘されているところでございます。

また、平素からの児童、保護者、学校関係者等に対する相談窓口の周知ですとか、捜査・公判の過程における被害児童の二次的被害の防止の必要性が指摘されております。

2番目の「被害児童保護を行う者の資質の向上」では、被害児童と直接接する機会を有する者に対する研修等を通じた資質の向上の必要性が指摘されております。

3番目の「被害児童保護に関する関係機関の連携協力体制の強化」というところでは、被害児童からの聴取の際の関係機関の連携が評価される一方で、学校と他の関係機関、団体との間のより一層の連携強化の必要性が指摘されているところでございます。

4番目の「被害児童保護に関する調査研究の推進」のところでは、児童が被害に遭う背景ですとか、被害児童の心理特性に関する調査研究の実施の検討の必要性が指摘されているところでございます。

最後に総括では、児童買春・児童ポルノ事犯における被害児童の保護施策が多方面にわたり行われていることが評価される一方で、そういう事犯の被害が潜在化しやすいということを念頭に置きつつ、引き続き各施策の推進を図っていく必要がある旨が指摘されております。

なお、犯罪被害者等施策にとどまらない事項でありますけれども、有識者からの強い御意見を受けまして、児童及び保護者のインターネットリテラシーの向上等の予防・啓発、教育・学習の充実を期待する旨が最後に盛り込まれているところでございます。

警察庁からの説明は以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。丁寧な御説明、ありがとうございました。

ただいまの御説明について、御意見、御質問がございましたらどうぞ。特にございませんか。

宮島委員、どうぞ。

○宮島委員 ないと寂しいかなと思ひまして、細かいところなのですが、2点。一つは確

認と、一つは今後同じような決定が出るときに、表現をする上でお気にとめておいていただければという気持ちで申し上げます。

本当に細かいところで恐縮なのですが、別添の資料の中で「被害児童に対する保護活動」という項目が立てられておりますが、これはむしろ厚生労働省の所管の部分だと思いますが、幾つか並べてある中で「児童福祉施設への入所措置等」というものがあるのですが、「里親」という言葉が出てこないのです。参考資料等では「里親」という言葉が出てきますが、この大事な決定の中では「里親」という言葉が出ていないなど。ですから、お聞きしたいのは、この「等」に「里親」が含まれるという理解でいいかと。発言を残す意味もあるのですが、やはり施設は専門的なケアを提供しますが、集団生活なので、ある面、子供の落ちつきについては困難なところがある。

里親養育が万能ではない、いろいろな大変さがありますけれども、お子さんの様子によっては、むしろ個別的なかわりで、そういった生活のほうが子供が落ちつく場合もありますし、養育経験のある一人親の里親さんとか、昨今話題になっているLGBTの同性カップルの場合、赤ちゃんの委託等についてはまだいろいろな検討すべきことが多いと思うのですが、性的被害を受けたお子さん等については考えるべきことであろうと思っておりますので、この「等」にはそれが含まれているかの確認と、今後こういうものに対して、後ろの参考資料のほうには里親が表現されているので、今後改定される場合には、できれば「里親」という言葉を挙げていただければありがたいというところです。

もう一点もよろしいでしょうか。

○山本委員長 どうぞ。

○宮島委員 本当にこれも細かいところで恐縮なのですが、1ページ目の3の3行目の表現で、これはこのことだけではなくてさまざまところでいつも気にしているのですが、これも、「関係機関の間で、適切な役割分担の下、連携協力体制」というところです。これは私は本来的には逆ではないかとも思っております、「関係機関の間での連携協力のもとでの役割分担」と。最初に役割分担をしてしまうと、重なるの部分やどちらがやるのかということが話題になっていて、本当の連携が進まないということも現場では非常にあるので、このあたり、ここで申し上げるには細かいところで申しわけないのですが、あえて御検討を今後いただければありがたいと思います。

○山本委員長 どちらかという御質問プラス御意見、御要望の伝達のようにしたけれども、1つ目の児童福祉施設等の里親の件、御報告の立場と所管の厚生労働省と違いますが、何かコメントはございますでしょうか。

○警察庁長官官房犯罪被害者等施策担当参事官室 この推進会議及び専門委員等会議の場では、里親に焦点が当たった議論はされておられませんけれども、もちろん保護施策としては重要な柱の一つでございますので、今後、検証・評価の対象になり得ると認識しております。

○警察庁長官官房犯罪被害者等施策担当参事官室 例えば、相談を受ける体制の関係で、

匿名による相談ですとか、電話やインターネットを通じた相談というのが挙がっています。

別添の資料の一覧の中で、例えば電話を通じた匿名による相談としましては、8番目にあります法務省の施策であります「子供の人権110番」の設置ですとか、9番目の「子供の人権SOSミニレター」、これは料金受取人払いの封筒と便箋が一体になったもので、全ての小中学生に配布するというものであります。あとは警察庁におきましても少年サポートセンター等で電話による相談等を受け付けておりますので、そういった点が評価をされて、このような記載になっているというところでございます。

具体的な数字は今、資料を持ち合わせておりません。申し訳ございません。

○山本委員長 ありがとうございます。

2つ目のほうは、単なる文言だけではなく考え方についての御意見のようでしたけれども、何かコメントはございますか。

○警察庁長官官房犯罪被害者等施策担当参事官室 連携強化という意味でどちらが先かというのはありますけれども、我々としては、連携を密にしていくことが非常に重要だと思っております。途切れない支援というのがよく犯罪被害者等施策の中で言われておりますので、そういう途切れない支援がなされるように、引き続き関係機関間の連携を図っていきたく思っております。

○山本委員長 ありがとうございます。

連携と分担というのは、いろいろな形で出てくる言葉ですけれども、この委員会でも大事に考えていきたいと思えます。ありがとうございました。

ほかにありますか。

雪田委員、どうぞ。

○雪田委員 雪田です。

質問なのですけれども、1番目の保護活動に関するところの前半部分なのですが、ここで御指摘のように、本当に児童ポルノ等の問題というのは被害が潜在化していて、先ほども検挙件数の報告がありましたが、ほんの一握りということで、実際になかなか検挙できない事例のほうが多いと私は認識をしています。

1の前段のところ、相談しやすい環境の整備の取り組みについて、評価がなされているということなのですけれども、具体的にもう少しどの点を今、評価されていて、このような相談がどの程度の数字で上がっているのかというところをお聞きしたいと思います。

○山本委員長 評価の具体的な背景情報ということですね。

今、お手元にあるかどうかわかりませんが、相談の対策についての一定の評価ということについて、何か具体的な情報はありますでしょうか。

○警察庁長官官房犯罪被害者等施策担当参事官室 例えば、相談を受ける体制の関係で、匿名による相談ですとか、電話やインターネットを通じた相談というのが挙がっています。

別添の資料の一覧の中で、例えば電話を通じた匿名による相談としましては、8番目にあります法務省の施策であります「子供の人権110番」の設置ですとか、9番目の「子供の

人権SOSミニレター」、これは料金受取人払いの封筒と便箋が一体になったもので、全ての小中学生に配布するというものであります。あとは警察庁におきましても少年サポートセンター等で電話による相談等を受け付けておりますので、そういった点が評価をされて、このような記載になっているというところでございます。

具体的な数字は今、資料を持ち合わせておりません。申し訳ございません。

○雪田委員 私がそこを知りたかったのは、このような形の人権相談や電話相談やミニレターというのをされているのはもちろんわかっているのですけれども、その中で実際に児童買春・児童ポルノについての相談というのが、どれほどそれが本当に子供たちにとって相談しやすい環境になっているのだろうか、どうなのだろうという思いがあるものですからお聞きしたかったのです。これは全体の子供の人権に関して行われている施策だと思えますので、とりわけ児童買春やポルノに焦点を当てたものとしての取り組みがあるのかなと思ってお聞きしました。

○山本委員長 趣旨は御説明いただいたとおりなのですが、これについて何かまだコメントはございますでしょうか。

○警察庁長官官房犯罪被害者等施策担当参事官室 すみません。我々のほうでは、詳細は把握しておりません。

○山本委員長 ありがとうございます。

また、今後もこの検証は続きますね。そこでもしも何か反映していただけることがありましたら、ぜひよろしくをお願いします。

ほかに皆さんからどうですか。

私から1点だけよろしいでしょうか。被害の潜在化ということが一つのタームとしてずっと出てきているのですけれども、本来この検証で問われているのは、被害の顕在化発見ですね。実は被害は潜行して、既に潜在して発生することです。そこから顕在化に向かうところがこの対策のポイントではないかと思うので、むしろ被害の顕在化という言葉を使っていたら、よりはっきりとアピールするかと思います。単なるコメントですけれども、また何かのときによろしくをお願いします。

宮島委員、どうぞ。

○宮島委員 時間も限られている中、済みません。

今の山本先生の言葉を聞いて、後でそのことについて申し上げたいと思っていたのですが、ここで申し上げてもよろしいでしょうか。

今、警察庁からの御報告ですが、むしろ文科省にかかわる部分かと思うのですけれども、発見するためには、カウンセラーやソーシャルワーカーよりも養護の先生や担任の先生の役割が非常に大きいだろうと思うのです。子供が直接被害を受けたことは訴えにくいことなので、体調不良や別な問題を語る中で気づいてあげる、あるいは観察するということがとても重要だと思っています。

場合によっては、学校等では養護の先生が聞いて、担任の先生が聞いて、また管理者が

聞いて、教育委員会が絡んだときにも聞いて、そこでの二次被害というのも深刻だと思うのですけれども、そういったことをちゃんと扱うことがとても大事だと思っています。

それで、後ろの幾つかの資料の中で、養護の先生や管理者というのが出てくる資料と出てこない資料があるのです。どこの場面でも管理者と養護の先生、担任の先生の役割がとても重要だと、観察が重要で発見していくことが重要なのだと。そこでも二次被害が起こるのだということをきちんと取り上げていかないといけないと思いますので、こういう一覧表の中にもそういうことがわかるような文言が入ってきたほうがいいのではないかと。実際既に教職員向けの事例や対応のマニュアルをつくっているということがありますので、そこに含まれると思うのですけれども、意識的に考えていくべきことかと思えます。

○山本委員長 御意見として伺いましょう。

御報告していただいた方に過剰に注文をつけてしまって済みません。触発された意識の整理ということで受けとめたいと思います。今後ともどうぞよろしくお願ひします。御報告ありがとうございました。

引き続きまして、議事次第では5. になっております。「社会保障審議会における児童買春・児童ポルノ被害児童の保護施策に関する検証・評価について」の議論に進みたいと思います。

事務局より「被害児童保護施策の検証・評価の進め方について」の御説明をお願いします。

○鈴木児童福祉調査官 資料5の説明をさせていただきます。「社会保障審議会における児童買春・児童ポルノ被害児童の保護施策に関する検証・評価について」ということで、根拠としましては平成26年の法律の一部改正によりまして、社会保障審議会及び犯罪被害者等施策等推進会議は相互に連携して、被害児童保護施策を定期的に検証・評価することを規定されております。参考としまして、法律の第16条の2に規定されています。

若干経緯を補足しますと、資料の3ページ、4ページに法律の経緯を書いてございます。平成11年に制定をされております。そのとき、既に「心身に有害な被害を受けた児童の保護」ということで、「被害児童の身体的・心理的回復のための措置を適切に講ずる」ということで記載がされております。

数回の改正のもと、平成26年でございますが、規制という名前が法律に記載され、インターネットの発達による児童ポルノ被害児童の増加、また国際的な児童ポルノ規制強化の動きなどを背景に改正されております。あわせて、28年、相互に連携して、被害児童の保護施策の検証・評価という文言が追記されたということでございます。

1ページに戻りまして、現状としましては、保護施策につきましては、既に説明がありましたとおり、平成29年4月の会議決定の基本計画、または28年7月の第三次児童ポルノ排除総合対策に基づく施策により、保護施策を実施しているところでございます。

このような中で検証・評価につきましては、犯罪被害者等施策等推進会議におきましては第二次ポルノ排除総合対策等を踏まえまして、先ほど説明があったとおり、検証・評価

が行われているということでございます。

社会保障審議会としましては、検証・評価の対象施策につきましては、先ほど言いました基本計画または平成23年に決定したものととの整合性を考慮するとともに、犯罪被害者等施策等推進会議の対象施策、下にあります1から30までの一覧でございますけれども、その施策のうちで特に被害児童の主な保護措置である、児童福祉法に基づくものを対象とし、施策横断的な課題に取り組むための調査研究を実施して、検証・評価を行うことを考えております。

検証・評価対象の一覧でございますが、1から30のうちで枠囲いされております厚労省の部分は対象としたいと考えております。また、特に関係のある警察庁の関係、または警察庁・法務省・厚労省の関係をピックアップしております。警察庁の関係につきましては、虐待の対応の件については、児童虐待相談対応件数10万件のうち、警察からのものが4割弱とかなり多くなっている。いわゆる関係性は物すごく深いものになっております。

また、24番であります「検察、警察、児童相談所の連携による被害児童からの事情聴取における配慮」ということで、参考資料の4-9で協同面接、これは子供の心理的負担に配慮した面接ということで、心に傷を負った子供に対して面接を行う際、十分な配慮が必要だということです。二次被害を防ぐためにも心理的な負担の一層の軽減が必要である一方で、刑事事件として立件が想定される事案につきましては、話の内容の信憑性確保も重要であるということで、よく連携をしつつ面接を行う。このようなことについても、検証・評価の対象の一つに挙げております。

以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。何かここについてもう少し詳しく知りたいとか、御質問がありましたらどうぞ。大丈夫でしょうか。

引き続きまして、まだ資料の御説明があります。議事次第の(2)あるいは(3)、「被害児童保護施策の取り組み状況について」と「施策横断的課題への取り組みについて」ということで、資料6と資料7になると思いますが、引き続き御説明をお願いします。

○亀井児童福祉専門官 それでは、御説明いたします。

まず、資料6をごらんください。表紙をめくりまして、番号1でございます。こちらには、被害児童に対する保護に関する活動につきまして、3つの事業を整理しております。

1つ目が児童相談所に置ける適切な支援、2つ目が児童家庭支援センターにおける被害児童への支援、3つ目が児童養護施設等に心理療法担当職員を配置して心理療法を実施するという事業でございます。細かくはその下の取り組みの詳細をごらんください。

1つ目の○でございます。参考資料4-1をおつけしておりますが、全国に児童相談所は現在210カ所ございまして、それらにおきまして参考資料のように、相談や通告があった場合にその児童に対する相談・援助、一時保護あるいは必要であれば病院等への斡旋。生活が必要な場合につきましては、里親や児童福祉施設等への入所ということで措置を行い

まして、児童の保護あるいは支援、回復を図っているというものでございます。

なお、平成27年度の児童相談所における児童買春等被害相談対応件数は、45件となっております。

続きまして、2つ目のポツですが、参考資料4-2をごらんください。児童相談所の体制強化といたしまして、昨年の児童福祉法改正により専門職の配置を法律に規定いたしまして、児童相談所の専門性の確保を行っております。

この法改正における制度面での強化とあわせまして、3つ目のポツとしまして参考資料4-3になりますが、財政面でも児童相談所強化プランを策定し、ごらんのとおり平成31年度まで専門職の大幅な増加目標を定めております。

次に2つ目の○でございますが、児童家庭支援センターは児童相談所を補完する役割を担う拠点として、平成28年10月1日で全国に118カ所ございます。こちらでは地域の子育て家庭に対しまして、児童虐待や専門的な支援が必要な児童に専門性の高い支援を行う事業を実施してございまして、被害児童につきましても支援を実施しているところでございます。

3つ目の○は、児童養護施設等における心理療法担当職員の配置でございます。こちらでは全国の乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設、そして児童自立支援施設に心理療法担当職員を配置いたしまして、ここにそれぞれの配置数が出ておりますが、全国でこれらの施設は平成28年10月1日で1,028ございまして、そのうち815の施設が心理療法担当職員を配置しております。

なお、心理療法担当職員につきましましては、心理療法が必要な児童10人に対しまして1人を配置するという配置基準において配置を行っております。こういった心身に被害を受けている児童への適切な支援を行うため、心理療法担当職員を配置しまして適切な支援を行っているところでございます。

次のページに移りまして、番号2でございます。こちらでは「被害児童の保護を行う者の資質の向上について」でございます。

もう一度参考資料4-2と、加えまして参考資料4-4、4-5をごらんください。その取り組みといたしまして、性的被害を受けた児童等への指導を行う児童相談所等に対する研修を行っております。児童相談所の相談対応は、子供や保護者あるいはいずれかの機関から相談・通告があつて開始されるため、予防策等を講ずるのはなかなか難しい立場である中で、相談・通告されたケースにおいて児童買春・児童ポルノ被害がなかったかどうか気づく力が児童相談所職員に必要とされているところであります。

そのことに関しまして、平成27年、子ども・子育て支援推進調査研究事業の児童相談所における児童買春・児童ポルノ被害児童への対応状況に関する研究におきまして、これは本日御出席いただいております藤原委員が中心となつて行われた研究でございますが、児童買春・児童ポルノに関する研修会に参加したことがある職員のほうが、同様の事例を把握している傾向があり、研修受講の有無は児童買春・児童ポルノ問題への意識や事例把握に影響を与えているといった結果が出ております。

そして、昨年の児童福祉法の改正により、児童相談所の児童福祉等の研修受講の義務化が行われ、研修の到達目標の中に、子供の生活に関する諸問題として、児童買春・児童ポルノ被害等の性的被害について理解を求める項目を盛り込みまして、職員の専門性の向上を図っているところでございます。

2つ目、3つ目のポツにつきましても、都道府県及び子どもの虹情報研修センターにおきまして、性的虐待を含んだ児童虐待に関する研修を実施し、その専門性の向上を推進しているところでございます。子どもの虹情報研修センターに関しましては、参考資料4-6をあわせてごらんください。

次のページに移りまして、番号3でございます。こちらには「被害児童の保護に関する関係機関の連携協力体制の強化」につきまして、4つの事業を整理しております。1つ目が「医療機関等専門機関との連携の推進」、2つ目が「要保護児童対策地域協議会の機能強化」、3つ目が「性暴力被害者への支援に関わる様々な機関の実践を基にした研修の実施」、4つ目が「児童の負担軽減に向けた児童相談所、警察、検察の連携による聴取の実施」という事業でございます。

1つ目の○におきましては、医療機関等専門機関との連携で、虐待を受けた児童が深刻な身体的・精神的問題を抱えている事例につきまして、刑事事件として司法の関与が必要になる事例等につきまして、児童相談所等が医療機関や弁護士さん等から助言を受けて、より専門性の高い支援を行うことを推進しております。

2つ目の○におきましては、参考資料4-7と4-8をごらんください。昨年の児童福祉法の改正により、要保護児童対策地域協議会の調整機関の専門職の配置及び研修受講の義務化を法律に規定し、また、要対協の関係機関の職員やネットワーク構成員等の専門性強化のための研修会開催等の取り組みや、関係機関の共同によるケース管理などのネットワーク関係機関の連携強化の取り組みに対して支援を行い、要対協の機能の強化を図っております。

3つ目の○におきましては、性暴力被害者への支援にかかわるさまざまな機関の実践をもとにした研修による強化としまして、先ほど出てきましたが、子どもの虹情報研修センターにおける研修を再掲しております。

最後となりますが、4つ目の○におきましては、参考資料4-9を御参考ください。児童相談所、警察、検察の連携強化でございます。3つの機関が連携を図り、先ほども申し上げましたとおり、協同面接等を実施することで二次的被害を回避または緩和するなど、子供の心理的負担の軽減を図っているところでございます。

厚生労働省の被害児童における保護施策につきましては以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

続きまして、用紙によりますと、次は警察庁の天野性的搾取対策官のほうからの御説明を求めたいと思います。

よろしく申し上げます。

○警察庁生活安全局少年課 警察における児童相談所等との連携とその関係の保護活動については、お配りしております資料の4ページに記載があると思います。

大きく分けまして、1つは、実際に警察でいろいろな取り締まり等の観点から児童を見付けた場合、要保護性がある場合は、先ほども話しましたように、児童福祉法25条に基づいた通告をさせていただきまして、その後のケアを見相等でお願いしているというものでございます。

もう一点は、連携という意味におきまして、警察の人的交流というのをやっております。1つは、警察においてそういった業務について経験のあるOBが都道府県の自治体で採用されて、配置をされているというもの。

また、警察官の職員が身分を変えて出向という形で児相の方の職員になる。または、警察官という身分を持ちながら、併任をして派遣という形でいくという場合もございます。そういった形での交流というのは、かなりの自治体ではやっておられます。

さらに、それプラスで研修会、お互い警察は警察での研修、児相は児相の研修がありますので、こういうときに相互に経験を有する人に講師で来ていただくという形で、交流等やって連携を図っております。特に出向、派遣につきましては、県の定員などの問題もありませんが、可能なところで実施をしているというものでございます。

あと変わったところで、できるところでは、一部の県においては警察のサポートセンターという警察職員を集めている施設があるのですが、そこと児相とが隣り合わせの部屋にいる、場合によってはつい立て一つでいるという形で、物理的に突発事案があった場合、同時に声を掛けてすぐ動けるという形でやっているところもございます。

以上のような連携をしております。

○山本委員長 ありがとうございます。御説明ありがとうございました。

引き続きまして、資料7の御説明をいただいた上で、まとめて質疑の時間をとりたいと思います。よろしく申し上げます。

○鈴木児童福祉調査官 資料7の説明をさせていただきます。先ほどの説明の中で、調査研究で検証・評価を行うということで、この資料をつけさせていただいています。

資料の1ページ目でございます。「施策横断的な課題に取り組むための調査研究」としまして、実際の被害児童保護の現場での課題を通じた検証・評価が重要と考えておりますので、まずは施設を対象にした調査研究を考えております。

今年度におきましては、非行問題で入所している子供の施設である児童自立支援施設に措置されている児童は背景因子として性的被害に係る問題を有している。まず、そのようなことから被害実態の的確な把握と支援施策を対象として行うこととしています。単年度で終わる調査研究にはなかなかならないと思うので、複数年次で行うことになるかと思えます。

調査の課題としましては、「児童自立支援施設の措置児童の被害実態の的確な把握と支援方策等に関する調査研究」ということでございますけれども、課題の背景としましては、

子供への性暴力、性的虐待、性的搾取被害問題につきましては、その発見・発覚の難しさ、または本質的な潜在性の高さ、被害が及ぼす子供への心身への長期にわたる深刻で複雑な影響から、子供の重大な権利侵害の問題の一つと考えています。

そういったことでその問題につきましては、先ほど座長がおっしゃった、数につきましては暗数がかなり多いということ。また、長期にわたる被害後遺症の深刻さを考えますと、児童福祉領域における重要課題の一つであるとも考えております。

そのようなことから、この調査研究につきましては、手法としましては、繰り返しのなりますけれども、児童福祉施設に入所している子供の性暴力被害経験の発見、その支援につきまして、非常に意欲的、また問題意識を持って取り組みを展開している施設をピックアップしまして、現場の実態を把握するというのが1点。また、より効果的な被害の発見と支援のあり方についての検討を行うということを考えております。

それによって得られる、または求められる成果物としましては、複数年次でやることを想定していますので、まずは意識的な取り組みをしてきている施設の実態把握をする、その調査結果を出すということ。また、より効果的な被害の発見、悪化防止のための手法を整理する。そこで得られた結果を各現場、児童相談所または施設になりますけれども、それらで取り組むべき基本的な手法についての方向性、提言を最終的には報告書としてまとめることを考えております。

調査研究のスキームとしましては、既にあります、これは2ページ目に書いてありますが、子ども・子育て支援推進調査研究事業実施要綱の中に、指定研究というのを一つ設けております。今般の問題が内容が内容だけにかかなり慎重を要する調査であるとともに、また成果もきっちり出さなければならないということを考えますと、手挙げ方式で調査研究をするということではなく、指定研究を一つ立てております。

実施要綱の中では、調査研究課題としては若干広めに書いてありますが、「児童買春、児童ポルノ被害児童の保護施策の実施状況に関する調査研究」ということで、事業内容としましては、被害児童の支援や課題に関する調査研究を行う。補助額としましては、他の研究課題と同じで1,500万円ほどを考えております。

調査研究のスケジュールとしましては、2ページ目に書いてあるとおり、7月には計画書提出・採択をしまして、打ち合わせ等々を行いながら、1年次目の調査研究の結果をまとめるということを考えております。

今のスケジュールにつきましては、おおよそのイメージであります。この調査研究に当たりましては、今、御出席されている各専門委員の参画なども考え、調整の上で進めることにしたいと考えております。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

資料6、資料7について、多目にずっと説明いただきましたが、まず御質問、追加的にこの部分をもう少し詳しく知りたいということが何かありますでしょうか。もしございま

したらどうぞ。

最後にそれぞれの委員から御発言をいただく時も設定したいので、もし何かありましたらそのときでも。

何かございますか。

○宮島委員 質問というか要望、意見になってしまうのですが、よろしいですか。

○山本委員長 御意見ですね。

○宮島委員 質問という面と、むしろそこも含んで当然考えていらっしゃるのだろうというところで、お聞きしたいことが2点ございます。資料では書き切れない、細かくは書けないと思うのですが、大事だと思っているところが2点あります。

まず、亀井専門官に御説明いただいた被害児童に対する保護活動で、下に○と小さなポツがございます。

○山本委員長 資料6の1ページ目ですか。

○宮島委員 1ページ目です。スペースがあればここに書き加えたいくらいの気持ちでいるのですが、1つは心理療法の実施とありますが、保護されている子供たちにとって医療とつながることが本当に重要だというように、やはり性的被害を受けた子供たちの傷つきが深いので、そのために眠れないとか、リストカットをしてしまうとか、自殺企図もあるということが施設の中でさまざまに起こっている。そのために、心理療法では足りなくて、児童精神科等への受診をして、治療を受けている子供の数もふえていると思います。このあたりはこの実態調査の中で、とりあえずは児童自立支援施設でそういう状況があるというのをぜひとも調べていただきたいと思うのです。

一方で、児童養護施設等でも通院することも、逆に地方ではそういう資源も限られているので、遠方の病院にまで行かなければいけないということで、相当の負担になっていると思うのです。こういうことにちゃんと手だてをしていかないと、子供にとっても救われないし、職員にとっても厳しいということがあると思いますので、通院、服薬とか今のようなことが起こっていることを意識した上で、ぜひともとりあえず児童自立支援施設の調査ではそのあたりの取り組みを期待します。これが1点目です。

もう一つは、本当に厳しい体験をして施設に入所したり、一時保護されながら、そこで再び被措置児虐待といいますか、ケアをする人等から受ける虐待というのがあります。残念ながらそういうことが起こっていますし、採用した非常勤職員の方が子供に対して性的な加害をしたというのが、数カ月前も大きく報道されておりますので、やはり被措置児虐待を防止する。また、そういうことを引き起こしやすいという行動もあらわれやすいと言われているので、ぜひとも被措置児虐待の防止も、前向きというよりも必ずやらなければならない厳しいことではございますけれども、大きな丸か少なくとも小さな丸で書き加えておかなければならないようなことではないかと思っておりますので、このあたりも取り扱っていただきたいと願います。

以上です。

○山本委員長 コメントとしていただいたと思いますし、先ほど提示がありましたこれからのこちらの研究の問題意識として、そこへ置いておきたいと思います。メンタルケアと子供の生活全般に関する安全保障ということが、恐らく課題の中に入っていると思います。ほかにありますか。

どうぞ。

○中島委員 質問が2点ありまして、1つは資料の5にあります、社会保障審議会における検討と犯罪被害者等施策推進会議における検討とのすり合わせ的なことなのですけれども、先ほどお話がありましたように、私は犯罪被害者等施策推進会議の委員も務めております。犯罪被害者等施策推進会議で検討する事項というのは200以上ありまして、全ての年代の犯罪被害者が対象となっております。その中で、児童についてももちろん委員は非常に高い関心は持っておりますけれども、割ける時間というのがかなり限られていることと、委員が必ずしも児童についての専門家ではございませんので、やはり深い検討というのはこちらの検討会でなされるのかなと思っております。

先ほど御質問の中で出たお話もありますけれども、犯罪被害者等の第三次基本計画は、被害が潜在化している被害者に対していかに手厚く支援を行うかということがテーマですので、その意味ではこの児童買春・児童ポルノの被害児童というのは非常に重要なターゲットであるという認識は持っております。ですので、山本先生から御指摘があったように、潜在化したものを顕在化して支援につなげるというのは非常に重要な問題だと私どもも考えておりますが、何分全部検討できる状況にはないので、こちらでの検討が非常に深いものとなりますので、こちらの検討を踏まえて、私どもは共通する項目については検討をさせていただくという形になっているのではないかと考えております。これはお願いみたいな感じです。

もう一点は、犯罪被害者等施策推進会議でも文科省のかかわりというのが非常に重要だという意見が出ておりますが、この審議会では主に厚労省と警察庁の施策が中心となっているのですけれども、例えばこちらが要望を出した場合、もうちょっと文科省の施策についても検討いただくとか、そういうことは可能なのかというのが1点目の質問になります。

もう一点ありますので、それは御回答いただいてから質問いたします。

○山本委員長 それでは、1つ目の御意見と御質問でしたが、1つは御要望でもあると思いますが、文科省との情報交換というようなことは、今後この委員会の範疇として御検討いただけますでしょうか。今すぐでなくとも構いませんが、基本的にはどうでしょうか。

○鈴木児童福祉調査官 可能かと思いますが、その辺は調整をしてということになるかと思えます。

○山本委員長 ぜひ前向きによろしくお願ひしたいと思えます。

では、2つ目をどうぞ。

○中島委員 もう一点は資料の6、「被害児童保護施策の取組状況」のところなのですが、こちらは主に厚労省の施策だとは思いますが、その中の番号2におきまして、

「性的被害を受けた児童等への支援を行う児童相談所職員等に対する研修の実施」とあるのですが、その次の番号3のほうに、連携強化のところで医療機関との連携という話が出てくるのです。非常に困難な事例、先ほども宮島先生からお話があったように、重篤な事例については医療機関が対応する。今だと児童精神科医が対応すると思うのですけれども、この研修という点で、今は児童相談所の職員等になっておりますが、児童精神科医に対してこういった問題についての研修ということ厚労省のほうで何か施策、あるいは事業としてお考えになっているのかをお伺いできればと思います。

○山本委員長 これも御質問です。よろしくお願ひします。

○結城総務課長補佐 済みません。今、詳しく見る時間がないのですが、補助金のほうで虐待、児相職員を含めて、補助金を出しながら研修をやっているものの中に、医療機関従事者研修というようなメニューもございまして、児童精神科医というのは要綱上はっきりした文言が書かれていないのですが、こういったところでできるのかなという気がしております。

余り詳しいお答えができなくて、申しわけございません。

○中島委員 ありがとうございます。

ぜひそれを推進していただく必要があるので、受け皿の医者がよくわかっていないと問題だと思うのです。あと、私も加わったのですけれども、厚生労働省では研修事業でPTSDに関する研修をやっております、その中に児童のメンタルヘルスも入っているのですが、必ずしもこのテーマに特化しているわけではないので、そういった研修事業として御検討いただけるといいのかなと思います。こちらは要望になります。

○山本委員長 実態についての御質問と御要望と両方伺いました。また、今後発展的にその部分が反映されていく機会があればと思います。今、それぞれの御意見はこの研究という、先ほど提案がありましたが、そこにも含めて課題意識を持っていきたいと考えております。

どうぞ。

○野坂委員 野坂です。よろしくお願ひします。

今の中島先生の文科省とのつながりのことで思い浮かんだのですけれども、児童ポルノ被害といったときに、私は就学前のもう少し小さい子、幼女あるいは男の子が被害に遭うということも頭に浮かんでいたのですが、きょう最初にお示しいただいたデータで、保護された子供たちの多くが中学生で、自撮りの被害がトレンドであるという話があったので、学校ベース、思春期の子供についての話になっていきますが、やはり就学前の小さいお子さん、特に男子が被害に遭っているということも、それこそ潜在的な児童ポルノ被害の一つだと思います。そうなりますと、保育所、幼稚園、それから保健所など、未就学の子供たちを見る施設がいかにかその家庭を、要は性的虐待が多いと思うのですけれども、そこを発見してその家庭を保護するかということが非常に重要になってくると思います。JKビジネスとか思春期がターゲットになっているものと、小さいお子さんに対する施策という

ものの両方必要ではないかということも1点思いました。

もう一つは意見なのですが、児童相談所なりの人的資源を手厚くするということは、本当に大賛成というかすばらしいことだと思いますし、研修制度もすごく充実することで楽しみなのですが、ではその研修の内容をどうしていくのか。この調査にもかかわると思うのですが、先進的な取り組みをしているところからヒアリングをするといったときに、しかし、その先進的な取り組みをしているところでも十分な支援ができていいのか。つまり、そこから学べばほかのところに伝達できるだけの情報があるのかということ、施設に限りませんが、心理の支援の中でも、すごく専門的にやっている人はまだ限られていることから、実態調査がすぐに役立つのかということ、まだ難しいのかなとも思います。

ちらっと話に出ていましたけれども、被害者支援の中で成人のPTSDというような、いわゆる成人サイバーの支援ということではすごく蓄積があると思うのですが、日本でまだ児童ポルノが子供にどのような影響があるのかということ自体が実は余りわかっていなかったり、それをどう支援したらよいのか、研究も経験も不足しているのが現状です。傷ついた被害者の支援という観点からスタートすると、多分うまくいかないと思います。本人たちに被害者認識がない場合、どうやって関わればいいのか。むしろ支援より教育の部分やほかの部分のスキル教育が彼女たちには必要かもしれないとか、支援は何をするのかとか。うまく役立てられる支援について考えると、そもそも何をすべきかについて、私たちはまだ持っていない情報が多いような気がしています。

そうしますと、国内調査もすごく重要なのですが、何らかの形で支援を学ぶ機会や検討する機会、あるいはいろいろなツールの開発など、支援内容そのものを検討するということも同時に必要かなと感じました。2点目は感想です。

○山本委員長 ありがとうございます。

もう既に最後の提案の部分まで含めた御意見をいただいたと思います。性暴力被害への支援というのは、ぱっと被害者の支援というイメージになるのですが、潜在しているわけで、どこにどれだけの被害者がいるかは実はわかっていないわけです。そういう意味では発見や顕在化ということには、全体に対する事前教育であるとか、予防教育であるとか、そういう網のかけ方があって初めて、実は私はそれに該当する被害経験をしていますとか、似たような経験をしていますという人が登場するということがしばしばありますので、被害ありきで考えるということには一定の注文がつくのかなということ。

もう一つは、治療ということが非常に重視されているのですが、生活自体が破綻しているとか、周囲の環境そのものからして修正が要るような状態に置かれている子供というのは、特に誰かに依存しながら生きている。環境に対する依存性が高いわけで、その依存に対するももとの枠組みのケアということが先に必要な場合が非常に多いです。そういうようなことを多分この中でも考えていかなければいけないという御提案のように受けとめました。

時間的なこともありますので進めたいのですが、最後の御説明のところでも本委員会の検

討事項の中で、具体的に児童自立支援施設の措置児童をイメージした調査研究の御提案をいただいております。そのことについて、何か御意見、御質問がありましたら、順次いただきたいと思います。また、指定研究としていますので、研究の実施主体等についても御意見をいただければと思いますので、よろしくお願いします。

どうぞ。

○浅野委員 私どもの施設は高年齢の子を対象としている施設ではあるのですが、先ほど野坂委員がおっしゃったように、例えば性の問題だけで入所したという子が性被害などの実態があるだけではなくて、以前いました別の児童自立でもそうなのですが、男女問わず、いろいろな子に実は潜在的に、施設内の調査でもかなり高い率でそういう被害があったということがわかった経過があるのです。男の子も女の子もそういう被害に遭う可能性がかなりあるということで、子供であればあるほど教育的なかわりといいますか、それが被害なのだよということとか、大体自責感にとられることが多いのですが、あなたが悪いのではなくて、そういう行為をした相手のほうに問題があったのだよということを含めて伝えてあげるような教育的なかわりで初めて、そうだったのだということ、自分のことに目が向いていくということもあるので、調査の際には、取り組みの中に医療や心理ということだけではなくて、子供たちにふだんのような教育的なかわりをしていくとか、そういうことの実態ですとか、子供の実情の把握みたいなことをどのようにしているかということも盛り込んでやっていくのがいいのではないかと思います。そのために、子供へのどのような教育的なかわりや、声かけとか日常生活の中の支援をしているかということを取りまとめていくのがいいのではないかと思います。

○山本委員長 ありがとうございます。

ほかにありますか。

どうぞ。

○雪田委員 雪田です。

今回の検証・評価の中の一つに、「検察、警察、児童相談所の連携による被害児童からの事情聴取における配慮」ということで、この間進められている協同面接に関してのことでも盛り込まれているのですが、被害児童の二次被害を防止するという点で大事な点なのですが、先ほどの報告の中にも既にこの間実施された件数が上がっておりますが、現場では特に児童の保護という点で、検察、警察と児童相談所間の調整がなかなか難しかったなどということもお聞きしている状況です。そういう意味では、今、行われている協同面接の環境といいますか、実施の内容も含めてなのなのですが、被害児童の保護という視点からどうなのかという検証、そこの評価が必要だと思うのですが、その具体的な方策、そこもぜひ必要かと思っております。

私は大阪ですが、実際にこの協同面接で被害供述がうまく得られなかったという事例もあると聞いておまして、そういう場合、結局被害児童の保護のための事情聴取がうまくなされていないケースもやはりあるのです。そういううまくつながらなかったとい

うか、うまくいかなかったケースも検証する必要があると思っています。

実際に協同面接の現場の視察等もいたしましたけれども、決して子供にとって話しやすい環境ではなかったというのが、私以外にもたくさん弁護士が参加しましたが、皆の感想というのが現状ですので、そういった設備面も含めた調査、評価が必要かと考えています。

○山本委員長 御意見としていただいたと思います。この協同面接に関しては、それぞれ現在各都道府県の自治体単位で実施中で、その成果、結果については、警察庁側あるいは厚生労働省側で情報収集中であるという認識なのですけれども、これについては、また別途そういう情報集約なり、フィードバックなり、検討という場がいずれ出てくるのかなとは思っているのですが、確認だけですが、その辺はいかがでしょうか。

○結城総務課長補佐 協同面接の実施状況については、厚労省にも報告いただくことになっていまして、警察、検察について件数のとり方が違うので、若干そごがあるのですけれども、その辺も先般の国会での指摘もあり、今後どうしていくかというのもございます。

こちらのほうでも件数を把握するほかに、どういう利点があったのかとか、確かに前向きな意見がある一方で、3者の調整の時間がかかるとか、熟練した人が面接を行うべきだとか、福祉のほうはそういった必要性というのは十分理解してやっているのですけれども、どうしても3者が同じような認識がないとか、そういったことは把握していますので、この辺は今後も議論が必要かと思っております。引き続き実態も把握していきたいと思っています。

○山本委員長 恐らくそれに関する作業の場というのは、こことは別に設定されていくのだと思うのですけれども、もちろんかかわる子供の中には、もしかすると私たちのほうでもその協同面接を経験するとか、そういう子供も出てくるかもしれませんので、一応そういう事業が先行して動いているということは意識しておいて、何かの機会にもしそういうテーマが出れば、また情報交換していきたいと思います。

ほかにはどうですか。

どうぞ。

○中島委員 こういった調査は大変重要だと考えております。性的な被害という中でも深刻な強姦や犯罪被害というものについてだけではなくて、やはり児童ポルノといった問題の深刻さをはかる上でも大変重要だと思うのですけれども、実態調査といった場合に何を実態として上げるのかということなのかなと思っております。被害者の数や潜在的な背景を掘り下げるのか、あるいは心理的な影響、あるいは機能的な影響というものにおいての実態なのか、それとも最終的に子供たちをどのようにケアするかということのために必要な実態なのかということがあるのかなといつも思っております。実態調査だとやや総花的になってしまい、いろいろわかるのだけれども、これを今後施策やケアに結びつけていこうとしたときに、情報が足りないということが時々あるように思っております。だから、把握するというところに焦点を当てるだけでなく、その後それをどう利用するのかということに焦点を当てていけるような調査になるといいのかなと思っております。

例えば、難しいことかもしれませんが、そういう意味では広く評価するのもあるのですが、ある一定数の子供たちについて縦断的に追って行って、これに介入した結果、本当にどうなったのかというところまである程度わかるような実態調査というやり方もあるのかなと思っています。具体的な話でなくて申しわけないのですが、その先にあるケア、介入ということに焦点を置いた実態調査になると望ましいのかなと思いました。

○山本委員長 ありがとうございます。

研究のアイデアの中のどこにポイントを置くかということに関するコメントだったと思うのですが、非常に重要なコメントだと思いますので、今後反映していきたいと考えます。

ほかにはどうですか。

どうぞ。

○鈴木委員 全体的なお話です。

児童相談所の立場というか、現場の感覚でお話させていただきたいのですが、ここ10年ちょっとくらいで現場は随分変わっていったという印象があります。

仕事とはちょっと離れますけれども、十数年前に性被害を受けた子供からの聴取技法ということで、司法面接を米国から日本に何とか導入しようということで、伊勢原にありますチャイルドファーストジャパンに加わって研修を始めて行って、日本の現場に司法面接を取り入れていきたいということだったのですが、当時は、全くではないですが、時期尚早だよねということで、現場でも大阪と神奈川が始めたという感じだったのですが、今は3機関協同のそういった面接に進んでいるということになっていますので、ここ十数年の間に随分いろいろな施策が行われて、現場が変わってきているのかなという印象を持っています。

特に大きかったのは、山本さんが中心になってまとめた2011年の性的虐待対応ガイドラインというものがつくられまして、それが全国の児童相談所のほうで、取り組み方は随分違うのですが、やがて虐待対応の手引の中でそのガイドラインを使いましょうということになって、これが国のスタンダードになってきて、あれに準拠するような形で性的虐待対応をしていこうということで、底上げを随分そこでされたと思います。

同時期に、これも山本さんたちが中心なのですが、児童ポルノにかかわる調査とガイドラインのようなものをつくって、これは国のスタンダードまでにはしていないと思うのですが、そういったものを全国の児童相談所に配布して、性的虐待対応の中でも児童ポルノというようなものについて、意識を持って取り組んでいくということで実践の底上げになったと思います。

あと、実態調査ということでいうと、全児相の全国調査がかなり詳細なものがあって、あれから時間がたっていますので、今の実態がどうかということにはなりませんけれども、全児相の調査ということもこの分野の中で実践を底上げしていくには大きな役割を果たして、そして3機関協同につながっていったという感じがします。

神奈川県では3機関協同の面接をかなりやっています。いろいろなケースがあるので、これは検証をしながら課題を整理していく。誰が面接するかとか、証拠の扱いをどうするかといったこと、あるいは回数の問題でなるべく少なくと言いつつも、何回も何回も従来の捜査と何ら変わらないということも経験しましたし、いろいろな課題はあるのですけれども、それでも3機関が集まって、子供にとって負担が少ない面接というのはどういうことを考えて実施するというのはすごく画期的なところだと思っていて、そういったところでいうと、ここ十数年の中で大きく変わってきていますし、これからも変わっていく可能性があるのかなと思います。

一方で、性的虐待が虐待全体の中で占める割合は今は1%を切っています。だから、虐待対応の施策が進められる中で、ほかの3つの虐待については通告件数がふえていったけれども、どうも今やっている方法だけだと、性的虐待、今回潜在を顕在というテーマであるならば、潜在化のそういった子は順応症候群の中にあるということもあるでしょうが、その被害が顕在化していないところをどう切り込んでいくのかというのがすごく重要かと思っています。

そういう点では、学校との連携ということを用いて、諸外国の例なんかを見ると、学校教育の中で、どのように子供たちに発言していいのかということを経験していくことがすごく重要だということでは言われていることですので、そこを十分取り組んでいかなければいけないということ。

現場の感覚で言うと、今度、神奈川県で少し調査できないかと思っているのですけれども、被害を受けた子供、私が経験している多くの子供たちは、告白したことを本当によかったこととして捉えているかということ、必ずしもそうではないような印象を持っています。それは性的虐待順応症候群になって、順応が解けるので混乱があるから、一時的にはそのままよかったとか自分が我慢すればという感覚にはなったかもしれないけれども、もう少し長いスパンでも、子供が本当に告白してよかったかどうかということ、これはちょっと疑問なのです。あるいは被虐待やお母さんにとってもそうなのです。これが公になったことが本当に自分たちの未来につながっていったかどうかということそれは疑問で、そこが告白した子供やそれを守ろうとしたお母さんが話してよかったとか、少なくとも守られているとか配慮されているという感覚がないと、やはり潜在化したものを顕在化させていくということにはならないと思うのです。

だから、全体での取り組みとともに、できるのであれば、そういった明らかになったケースの中で、それはなかなか難しいとは思いますが、一人一人が今回のシステムにかかわったことをどう感じているのかという、当事者のところから学んでいくという姿勢が、これはできるかどうかは別として、むしろ自治体単位でケースを直接扱っている児童相談所が発信するという役割かもしれませんが、そこを出していかないと、数字だけでは見えてこないものもあるかと思いました。

以上です。

○山本委員長 貴重な御意見、ありがとうございます。

恐らく今回の調査研究のテーマと関連するのは、発見したら保護をするということは外側の枠組みとしてはそうなのですが、当事者にとっては、それはケアされるということと結びついていなければ意味がないということです。トラブルが表面化することによって、当事者にはみんなショックがいくわけです。何もないふりをしているほうがごまかしがきいて、世の中は平和なわけです。それが発覚することによって、子供の権利侵害を守ることにはなるわけですが、当事者はそのことによってトラブルが一気に表面化して、自分の人生、生活が大きく変わるわけです。そこですぐにケアということがどの程度提供できるのかとか、その子供たちがその後、本当にその発覚を通じて権利を保障され、かつ安全、安心な人生の展開へと結びついていけるのかということに関しては、先ほどから出てるように、トラウマの問題であるとか、精神科の問題であるとか、どんどんとその子供たちが抱える問題が表面化していくというプロセスが必ずあって、逃れてよかった、安全な場所に来たから安心だという実態にならないというのが性被害の特徴なので、そこを抱え込み過ぎては研究にならないのですけれども、とりあえず視野に入れながら、初動の発覚の部分をどう見たいのかなどということは、フィードバックしていく必要があるという貴重な御意見としていただきたいと思います。

では、ちょっと作業的なことにもなりますが、研究を実施する主体を設定しないといけないのですけれども、いきなり全部を決めるわけにはいかないと思いますが、きょうのところ、どこかがこういうようにやったらいいのではないとか、そういうことについても提案があれば、御意見をいただきたいと思います。

どうぞ。

○浅野委員 私は、大阪大学の野坂委員のほうにこの研究をお願いしたらいいのではないかと思うのです。

○山本委員長 ほかにどうですか。

まず、具体的に野坂先生にオーケーですと言っただけかどうかわかりませんが、体制の問題とか、今ちょっと御説明がありましたけれども、これは厚生労働省からの調査委託の指定ということの研究事業なので、その組み立てなどはまた作業的に御相談しないといけないことがあると思いますが、とりあえずお話をいただいて、お預かりして、進めさせていただきます。よろしいですか。

それでは、いただいた意見を踏まえまして、かなりいろいろなマクロな話もたくさん出たと思いますが、皆さんの御指摘、意見を取り入れて、細かいことに関しては委員長に一任いただければ調整していきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、わずかな時間ですが、せっかくお忙しい中お集まりいただきましたので、本日御出席の委員の皆様から一言ずつお言葉をいただいて、終わりにしたいと思います。こちらから順番にお願いします。

○浅野委員 きょうはいろいろな施策のことを御説明いただいて、確かにこれだけのことがたくさんあるなと思う一方で、現場レベルになってきますと、専門職員一人一人のいろいろな理解の差であるとか、連携といってもお互いの理解の違いや立場の違いというものがあって、さまざまな問題も起こっているなということも感じながら聞かせていただきました。

目の前にいる子供たちが、もちろん保護された後に入る施設ではありますけれども、そこに来たことがきっかけになって人生がいいほうに展開していけるような、支援につながるような話し合いや調査ができればいいと感じた次第です。

ありがとうございました。

○山本委員長 ありがとうございます。

○鈴木委員 ここで議論していくと、都市圏の中で突出した児童相談所やそこでの現場のあり方の検討になりがちなのですけれども、通告の件数の半分は大体5つの自治体で占めてしまっているということですね。

実は二極化が進んでいて、右肩上がりの虐待通告の件数のところも、都市圏は間違いなくそうで、これからもしばらくはふえていくのですけれども、地方に行くと、どうもそうではないということと、あと性的虐待すら計上されていないような自治体もあるのです。

だから、これから調査のあり方を出すときに、そういった自治体も視野に入れておかなければいけないのと、都市圏の児相の職員も性的虐待あるいは児童ポルノにかかわるといのは、福祉士人生をやっていて何件か。児童ポルノなんかは本当に少ないと思う。それでも、それが起きたときに的確に対応できる、個人に頼らないシステムをつくっていくことがすごく重要なことかと思います。

ありがとうございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

○中島委員 きょうは本当に貴重な会議に参加させていただいて、多くの専門家の先生から御意見を伺わせていただいて、非常に重要な場になったのかなと思っております。

私自身は犯罪被害者という形で、非常に深刻な被害を受けた人たちを中心なのですけれども、児童ポルノについては本当に一般の家庭で起こっている問題で、つい先日も普通の御家庭の方から相談を受けたりしたのです。ただ、そういう人たちが児相まで行くかというところ、相当敷居が高くて、非常に深刻な被害で児相、自立支援というところに行くケースと、かなり普通の家庭で起こっている、でもこれは明らかにこういう事犯だよなというレベルと、段階的なケアが必要なのだろうと感じております。まずは深刻なケースについてきちんとした受け皿対応がなされた上で、そういうところへ拡大していくのかなと思いますので、今回の調査によって、まずは顕在化したケースについては、きちんとした対応ができるのだということが示せる方向になったらいいと感じております。

今後ともよろしくお願いします。

○山本委員長 よろしく申し上げます。

○野坂委員 私も今日いろいろと国の取り組みなどを聞かせていただいて、改めてこの問題が重要だと再認識した次第です。

心理臨床の現場にいますので、性的な搾取を受けた被害の子供たちの支援はすごく難しいというか、非常につながりにくい子供たちだったり、ケアするほうも大変というところがあると思うのです。こうやって里親さん、施設職員の方、それから学校の先生などがかわればかわるほど、今度はその支援者が疲弊していったり、傷つけられていく実態があります。それは、子供たちが支援者を傷つけているというよりは、もともと性暴力がいろいろな人を傷つけていくという話だと思うのです。ですので、支援者支援、つまり安定した支援者を育てるためにも、こういった児童ポルノの影響や実態とかそういったものを把握して、よい方向性を示すと

いうことが役に立つのではないかと考えました。

また今後よろしくお願ひします。

○山本委員長 よろしくお願ひします。

どうぞ。

○藤原委員 このような席で、こういう委員会の委員に入れて、民間団体で相談支援をしている立場から発言できること、本当にありがとうございます。今日は国の取り組みをたくさん見せていただいて、とても勉強になりました。

私たちは実際に、2年前に児相における児童買春・ポルノ事例の対応の実態だとかを調査させてもらったり、そこで見えてきたものもあります。そして児童からの相談も受けている民間団体の者からいうと、先ほど委員の方からもありましたけれども、実際に警察に入ってくる相談、そこから児相に入ってくる相談というものは割格的にはとても少ないのです。私たちのところ、民間だけで入ってきている相談はまた別物で、児相にも警察にもつながっていないケースがたくさんあります、今回児童福祉法に基づく措置だとか施設対象のいろいろな検証・評価をさせてもらうわけですが、その他の窓口で受け止める相談などは評価の対象外です。民間団体の私たちが会おう子供たちがどこに相談をしているのか、どういうようにその後で生きているのかということは、本事業では対象外ですので、やはりそのギャップを埋めるような提案をできたらいいなと思います。被害をなくしていく方向に提言を進めていけたらいいと思っています。

よろしくお願ひします。

○山本委員長 お願ひします。

○宮島委員 きょうはありがとうございました。

児童福祉法でも市町村が支援を行うと書かれていますけれども、支援とは何かというのは直接は書かれていない。いろいろなところで支援という言葉が使われていますけれども、支援とは何かというのを当事者の立場でやはり考えなければいけないと改めて思われました。

今回の調査では、児童自立支援施設の子供を対象とするということですが、恐らく何度

も何度も実は見逃されてきたり、チャンスがあったけれども、それで顕在化されなくてそこに至っているという子供は多いだろうと思いますので、そこを通じても見逃されてきた経過なんかも追えるといいと思います。

今でも立場上、現場の事例検討なんかには多く参加させていただいているのですが、ネグレクトケースや暴力のケースだといわれて、丁寧に見ていくと、これは性的虐待が起こっている、あるいはこれから起こる可能性が高いというのはすごく多く認められますので、そういったことも射程において、見逃されてきているものが何かというのをぜひとも明らかにしていきたいと願います。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

○雪田委員 2点あります。

1つは、私もある民間団体でこの間児童ポルノの被害の実態調査にかかわって、私自身知らなかったようなひどい実態が蔓延しているということ把握しまして、それに対してのケアが本当になされているのだろうかというか、被害に遭った子供たちに誰の手が差し伸べられているのだろうか、非常につらい思いを感じていたのも、今回こういう形で委員として参加できるということで、何らかの力になっていけたらと個人的にはそういう思いを持っております。

2つ目は、自分の弁護士としての仕事の中でかかわっていることからなのですが、私も性暴力の被害を受けた子供たちにかかわっておりますが、いわゆる性虐待の被害を受けた場合と、さらに児童ポルノという形でインターネットなどで画像が蔓延していくという被害を受けている子供と、被害の心理等について、やはり私も対応に違いを感じています。先ほども、野坂委員のほうから児童ポルノの特性があるということでお話があったのですが、そうなのだと思ひまして、私自身漠然とした違いというものを感じていたのですが、今回の調査をし、評価をしていくという中で、そこが明らかになるような、そして児童ポルノの被害を受けた子供たちに対してのより適切な保護施策というのは何なのだろうかというところがぜひ明らかになっていけばいいと思っています。

宮島委員からもあったように、見逃されているというか、最初に相談をしたり打ち明けたところで見逃されてしまったという中からもやはりあると思うのです。それと、ポルノというまた質の違う性虐待被害等があると思っております、ぜひそういう調査の項目ということにさせていただけたらと思います。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

欠席の方もおられましたが、皆さんから貴重な御意見をいただきました。ちょうど時間にもなりましたので、本日の議論はここまでにしたいと思います。

事務局のほうから次回開催等々の御連絡をよろしく申し上げます。

○結城総務課長補佐 今後の日程につきましては、調査研究の実施状況も踏まえまして調

整する必要がありますことから、改めて御連絡させていただきます。

また、山本委員長に御一任いただきました、児童自立支援施設の措置児童を対象とした調査研究につきましては、追って詳細を報告させていただきます。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、本日の委員会はこれをもって終了したいと思います。

御苦労さまでした。ありがとうございました。